

## 新田原基地関連諸問題の対策強化を求める意見書

本市は、昭和 32 年に航空自衛隊新田原基地が開設されて以来、今日まで基地に隣接するまちとして、不安定な世界情勢下での国防の重要性や沖縄基地負担軽減、さらに災害発生時における救援活動の必要性など、国防や防災の観点からその重要性を十分理解し、新田原基地の安定的かつ円滑な運用に、住民・行政が一体となって多大な貢献を行ってきた。

しかし、昭和 61 年 9 月の練習機の墜落事故や昭和 62 年 11 月の補助燃料タンクの落下事故など、現在も忘れられぬ事故として市民は大きな不安感を抱きながら生活をしている状況である。また本市は、新田原基地の西側に位置し、常に戦闘機等の離発着のコースとなっているため、本市のほぼ全域での騒音被害や爆音被害、さらには諸外国による基地攻撃等の不安に悩まされている状況下にある。

このような諸問題が山積する中、本市の住宅防音工事補助対象区域の指定においては、平成 5 年に告示され、その後、平成 15 年に一部の区域が告示されたものの、告示後に建てられた住宅については助成対象とならないなど、さらなる諸問題が発生している。また平成 29 年に 2 市 3 町で設置している新田原基地周辺協議会等において騒音区域等縮小の撤回を強く求め、白紙撤回となったところであるが、それ以降、これらの諸問題については未だ解消されておらず、騒音に悩まされている市民にとっては大変深刻な問題となっている。

今回、国が騒音対策として提案した「住宅防音工事の 80W 区域内対象拡大」の内容は、以前から、本市議会や新田原基地周辺協議会が要望した内容の一部であり、緊急・先行的に助成対象範囲を拡大し住宅防音工事が助成事業の対象になることについては評価できる。

しかし、本市においては防音工事第一種区域の基準値である 75W の区域内に多くの市民が居住しており、またその周辺の市民についても騒音に悩まされていることは周知の事実である。

今後、市民の安全安心を中心としたさらなる対策強化、基地との調和・共存を図るため国の責任において適切に行われるべき基地周辺対策強化について、下記事項を強く要望する。

### 記

1. 航空機事故を防止するとともに、基地運用に関し安全確保を徹底し、市民の安全安心に対し万全を期すこと。
2. 防音工事第一種区域の基準値である 75W を見直し、助成区域を拡大するとともに、住宅防音工事対策の充実を図ること。
3. 調整交付金及び再編関連訓練移転等交付金並びに基地周辺対策経費について、今後、態様変更等の基地強化政策が実施される中で、騒音等への身体的苦痛、精神的苦痛の増加に対する補償等は当然考慮すべきと思われるので、これらの交付金及び対策経費を削減することなく、増額・所要額を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 30 日

宮崎県西都市議会